

株式移転に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に基づく開示事項)

2022 年 6 月 3 日
株式会社中国銀行

2022年6月3日

株式移転に係る事前開示書面

岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号
株式会社中国銀行
取締役頭取 加藤貞則

当行は、2022年10月3日(予定)を効力発生日として、当行を株式移転完全子会社とし、新たに設立する株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ(以下「持株会社」といいます。)を株式移転完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を行うことといたしました。

本株式移転に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める事項は、下記のとおりであります。

記

1. 株式移転計画の内容

別添「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

2. 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 対価の総数及び割当てに関する事項

株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記のとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 185,751,145株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の2022年3月31日時点における自己株式数（9,520,961株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当行の株主のみなさまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金については、以下のとおりであります。

資本金の額 160 億円

資本準備金の額 40 億円

利益準備金の額 0 円

上記の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3．株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転において、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権と同等の内容のものであり、かつ当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

4．株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

以上

株式移転計画書

株式会社中国銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Chugin Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、岡山市とし、本店の所在場所は、岡山市北区丸の内一丁目15番20号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く）の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 加藤 貞則

(2) 取締役 寺坂 幸治

(3) 取締役 原田 育秀

(4) 取締役 宮長 雅人

(5) 社外取締役 小寺 明

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- (1) 取締役 大原 浩之
 - (2) 社外取締役 西藤 俊秀
 - (3) 社外取締役 田中 一宏
 - (4) 社外取締役 清野 幸代
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
- 有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

- 第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

- 第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
- (1) 資本金の額
160億円
 - (2) 資本準備金の額
40億円
 - (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の から までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社中国銀行 第1回新株予約権	別紙2- -1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2- -2 記載

株式会社中国銀行 第2回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第3回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第4回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第5回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第6回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第7回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第8回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第9回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第10回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第11回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第12回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙2-2 記載
株式会社中国銀行 第13回新株予約権	別紙2-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙2-2 記載

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の から までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2022年10月3日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2022年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時まで消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行の取締役会がこれを決定する。

2022年5月13日

岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社中国銀行

取締役頭取 加藤 貞則

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループと称し、英文では Chugin Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岡山市において発行する山陽新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する

契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。

- 2 . 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 . 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 . 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第5章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第33条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年3月31日までとする。

2. 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額110百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

2. 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額40百万円以内とする。
3. 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

株式会社中国銀行第 1 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2009 年 8 月 1 日～2039 年 7 月 31 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2009年7月31日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2039年7月31日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 2 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2010 年 8 月 3 日～2040 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2010年8月2日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2040年8月2日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 3 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 3 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2011 年 8 月 2 日～2041 年 8 月 1 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2011年8月1日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2041年8月1日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 4 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2012 年 8 月 4 日～2042 年 8 月 3 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2012年8月3日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2042年8月3日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2013 年 8 月 3 日～2043 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2013年8月2日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2043年8月2日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2014 年 8 月 5 日～2044 年 8 月 4 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2014年8月4日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2044年8月4日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 7 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 7 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2015 年 7 月 31 日～2045 年 7 月 30 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2015年7月30日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2045年7月30日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 8 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 8 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2016 年 8 月 3 日～2046 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2016年8月2日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2046年8月2日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 9 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 9 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2017 年 8 月 3 日～2047 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2017年8月2日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第9回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2047年8月2日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 10 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 10 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2018 年 8 月 4 日～2048 年 8 月 3 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2018年8月3日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 10 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 10 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022 年 10 月 3 日～2048 年 8 月 3 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 11 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 11 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 8 月 3 日～2049 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2019年8月2日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 11 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 11 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022 年 10 月 3 日～2049 年 8 月 2 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 12 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 12 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2020 年 7 月 31 日～2050 年 7 月 30 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2020年7月30日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 12 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 12 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022 年 10 月 3 日～2050 年 7 月 30 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社中国銀行第 13 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社中国銀行第 13 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式 100 株とする。

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 7 月 30 日～2051 年 7 月 29 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2021年7月29日

以上

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 13 回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第 13 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022 年 10 月 3 日～2051 年 7 月 29 日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役を解任された場合。

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

ハ. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合。

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお

いて定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上